

許認可等の内容	給湯施設の新設等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 給湯施設の新設等の承認は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 給湯装置の設置場所が、条例第 2 条に規定する配湯管敷設区域内であること。 2 配湯量が不足するおそれがないこと。 3 条例施行規則第 4 条に規定する基準に適合していること。			

許認可等の内容	工事業者の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 7 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 鳥取市水道事業給水条例の規定により指定給水装置工事事業者として指定されていること。			

経済 3 - 3

許認可等の内容	給湯施設工事の設計審査等		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>給湯施設工事の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び工事しゅん工後の工事検査は、条例施行規則第 4 条に規定する基準に適合し、給湯施設の構造又は給湯能力に影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審査する。</p>			

経済 3 - 4

許認可等の内容	配湯の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 11 条第 1 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>配湯の承認は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給湯装置の設置場所が、条例第 2 条に規定する配湯管敷設区域内であること。</li> <li>2 配湯量が不足するおそれがないこと。</li> <li>3 土地所有者又は借地者の了解が確認できること。</li> <li>4 給湯施設の構造が適正であること。</li> </ol>			

許認可等の内容	配湯の用途等の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 13 条第 1 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審査基準</b> 配湯の用途等の変更の承認、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配湯の用途の変更 営業廃止など用途変更が確認できること。</li> <li>2 浴槽容積の変更 配湯量が不足するおそれがないこと。</li> <li>3 温泉の受給の一時停止 家屋が滅失した場合</li> </ol>			

許認可等の内容	配湯を受ける権利の譲渡		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 14 条第 2 号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
標準処理期間	平成 16 年 11 月 1 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審査基準</b> 1 配湯を受ける権利の譲渡は、次のいずれかの事項に該当するかどうかについて審査し、承認する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相続により土地及び温泉利用施設（借地に温泉利用施設を設けている場合にあつては、温泉利用施設）を継承した場合</li> <li>(2) 受給者の法定相続人が、贈与等により受給者の生前に温泉利用施設を継承した場合。この場合において、その継承しようとする温泉利用施設を複数の受給者が利用している場合は、あらかじめ他の受給者の同意を得ていること。</li> </ol> 2 1 に定めるもののほか、廃止前の気高町浜村温泉集中管理施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年気高町条例第 15 号）第 23 条第 3 項本文の規定による配湯分担金を免除された者（相続により承継した者を含む。）が当該配湯の許可に係る土地又は温泉利用施設を第三者に譲渡する場合については、1 回に限り、当該配湯を受ける権利の譲渡を承認する。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 22 年 4 月 1 日 変更日 平成 25 年 4 月 1 日</p>			

経済 3 - 7

許認可等の内容	料金等の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市温泉事業配湯条例第 22 条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>料金又は分担金の減免は、条例第 22 条の規定により、公益上その他特別の理由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、震災、風水害、火災、感染症その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けたなどの理由により料金又は分担金を支払うことが困難であると認められる場合に、個別に減免の程度及びその期間を決定する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

経済 3 - 8

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 鳥取市河原町お城山展望台で当該行為を行う必要性があり、かつ、鳥取市河原町お城山展望台の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>流しびなの館の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は流しびなの館設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例第11条第1項第4号		
担当課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 流しびなの館で当該行為を行う必要性があり、かつ、流しびなの館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

経済 3-11

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町和紙民芸館の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>和紙民芸館の使用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は和紙民芸館設置の目的に照らし不適當な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日</p>			

経済 3-12

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町和紙民芸館の設置及び管理に関する条例第9条第1項第4号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 和紙民芸館で当該行為を行う必要性があり、かつ、和紙民芸館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>伝習施設の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は伝習施設設置の目的に照らして不適当な仕様の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p>			
変更日 平成24年4月1日			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 伝習施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、伝習施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

経済 3-15

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>自然環境活用センターの使用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の使用者の使用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は自然環境活用センター設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

経済 3-16

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項第4号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 自然環境活用センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、自然環境活用センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>たんぼり荘の利用の許可は、第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はたんぼり荘設置の目的に照らし不適當な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 24 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 たんぼり荘で当該行為を行う必要性があり、かつ、たんぼり荘の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

経済 3-19

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>遊漁センターの利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は遊漁センター設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成24年4月1日</p>			

経済 3-20

許認可等の内容	利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	令和7年4月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>利用料金の減免は条例第8条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。</li> <li>2 その他特に市長が必要と認めるとき。</li> </ol> <p>なお、減免の程度は、個々のケースにより決定する。</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 遊漁センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、遊漁センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	市長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>キャンプ場の利用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど、管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はキャンプ場設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 24 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例第6条第1項第5号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処 分 権 者	市長又は指定管理者
標準処理期間	1日	設 定 日	平成16年11月1日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 キャンプ場で当該行為を行う必要性があり、かつ、キャンプ場の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日</p>			

経済 3 - 24

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>温泉館の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は温泉館設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<b>審査基準</b>			
<p>鳥取市国民宿舎山紫苑の利用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は山紫苑設置の目的に照らして不適當な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成22年4月1日
<b>審査基準</b>			
<p>交流館の利用の許可は、第7条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は交流館の設置の目的から判断して不適當な使用の目的若しくはその形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項第 5 号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設定日	平成 22 年 4 月 1 日
<b>審査基準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 交流館で当該行為を行う必要性があり、かつ、交流館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

経済 3 - 28

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設定日	平成 17 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
<p>鳥取砂丘砂の美術館の利用の許可は、第 7 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鳥取砂丘砂の美術館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol>			
変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	観光・ジオパーク推進課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設定日	平成 17 年 10 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 鳥取砂丘砂の美術館で当該行為を行う必要性があり、かつ、鳥取砂丘砂の美術館の用途及び目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			